

## 東北学院大学学術振興会出版助成に関する内規

(趣旨)

**第1条** この内規は、東北学院大学学術振興会（以下「振興会」という。）の出版助成に関し必要な事項を定める。

(助成の対象)

**第2条** 出版助成の対象となるものは、次の要件を備えたものとする。

- (1) 応募及び刊行の時点において、振興会の正会員が、学術研究の成果を公開するために出版するもの。
- (2) 学術性が高く、出版助成を必要とするもの。
- (3) 出版計画が明確であり、出版助成年度2月末日までの出版が確実であるもの。
- (4) 申請者本人の単著又は申請者が主たる編者を務める編著であるもの。
- (5) 原稿は、完成したものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

- (1) 大学、研究所等がその事業として刊行すべきもの
- (2) 既に学術誌等に発表された論文を単に集成したもの。ただし、加筆又は修正等を加え、前項の要件を満たしたとみなされるものは、この限りでない。
- (3) 教科書、定期刊行物その他これらに類するもの。
- (4) 科学研究費等から出版助成金を受けたもの又は受ける予定のあるもの。

(申請手続)

**第3条** 申請者は、振興会会長宛ての出版計画書に完成原稿を添付して、所定の期日までに出版助成を申請しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、あらかじめ出版社を選定し、その見積書を提出しなければならない。

(審査)

**第4条** 前条の申請に対する助成の可否についての審議は、振興会出版部会（以下「出版部会」という。）が行う。

(決定)

**第5条** 出版部会は、毎年9月末日までに採択者を決定し、審議の結論を申請者に文書で通知する。

2 前項の通知を受領した者が、当該通知に係る助成金等の交付内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知日より1週間以内に申請の取下げを行うことができる。

- 3 前項の申請取下げがあった場合は、出版助成の採択の決定を取り消す。
- 4 不採択の通知を受けた者は、通知日より1週間以内に不採択の理由の開示を出版部会に求めることができる。

(助成額及び出版部数)

**第6条** 助成額は、出版に必要な直接経費の2分の1以内で、かつ、50万円以内を原則とする。

- 2 出版に必要な直接経費とは、組版代、製版代、刷版代、印刷代、用紙代及び製本代とし、編集、校正等の付帯経費は含まない。
- 3 出版部数は、原則として50部以上とする。

(出版の期限)

**第7条** 出版は、採択の決定後、当該助成年度の2月末日までに完了するものとする。

(助成金の支出)

**第8条** 本助成の採択者は、図書出版時に出版助成金交付申請書を請求書及び出版図書2部とともに会長に提出して、助成金の支出を願い出なければならない。

- 2 助成金の支払いは、前項の出版助成金交付申請書に基づき、振興会が直接出版業者に対して行う。

(義務)

**第9条** 本助成金の交付を受けた者は、出版助成金実績報告書を助成金交付後速やかに提出しなければならない。

- 2 出版図書には、「本書の出版は東北学院大学学術振興会出版助成による」旨を明記しなければならない。

(事務)

**第10条** この内規に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(改廃)

**第11条** この内規の改廃は、役員会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

## 附 則

この内規は、2024年4月1日から施行する。